

「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」の改正案に対する意見募集結果の概要

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>経済産業分野での個人遺伝情報を用いるものは具体的にどのようなものか、ご教示ください。</p>	<p>「個人遺伝情報を用いた事業」とは、個人遺伝情報に係る検査、解析、鑑定等を行う事業のことであり、塩基配列・一塩基多型、体質検査等の遺伝子検査、親子鑑定等のDNA鑑定、遺伝子受託解析等があります。個人からの依頼を受けて自ら遺伝情報を取得する場合と、医療機関や他の事業者からの受託により検査、解析、鑑定等のみを行う場合があります。なお、以上の事業であっても、他のガイドラインや指針の適用がある場合には本ガイドラインの適用範囲とならない場合があります。</p>
2	<p>「電磁的方法」について、その許容される類型について、告示等で具体的に手段・条件を示す事とされたい。世には、電磁波を媒体とした、いわゆる「ブレインマシンインタフェース」により、対象がその意思が無くとも強制的にコミュニケーションを遠隔から試みたりしてきたり、そして、その様な機構・機能を“複数”同時に使いつつ、そして更に、医療目的などであればおよそ違法となるであろう、脳細胞焼損（部分指定可能（周波数や複数の電磁波の射線の焦点や位相などの調整可能。人体組織に焦点1点、以外に、複数点を生じさせての電位差発生が可能。）。黒質や大脳皮質を集中的に損傷可能。うつや失外套症候群などを人工的に作れる。）、骨破壊、筋肉破壊、歯・歯茎の強制切削、内臓（性器・眼球等含）損傷、血栓発生や血流の強制的抑制（臓器、皮膚（頭皮含）ともに）、強制的な小脳あるいはワーキングメモリや各種脳機能への干渉・操作を組み合わせでの、本来的な適法な医療・研究用として用いられうるような「ブレインマシンインタフェース」以外の電子機器と電磁波を用いたコミュニケーションを強制的に試みたりする者達が、多数、存在するようであるので、そしてそれらが電子機器・電磁波による「電磁的方法」で、強引に、実現させてしまうので。その様な危険というのは、不法な医療系及び技術系が結び付くと、発生する危険性が実際にあるものであるもので、国には、「電磁的方法」についての規定を行う事を行っていただきたい。</p>	<p>「電磁的方法」の具体的な例については、別途Q & Aにおいて解説します。</p>